

# 令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業 普及啓発活動費交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という。）に指定された一般社団法人茨城県環境管理協会が茨城県の委託を受け、茨城県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）が地域で行う温暖化防止に係る普及啓発活動（以下、「活動」という。）を推進するため、一定の活動に対し地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費として予算の範囲内で交付することとし、この要項を定める。

(普及啓発活動費交付対象事業の内容及び経費)

第2条 普及啓発活動費交付対象事業の内容は、2名以上の推進員が連携して同一日程・同一場所で行う活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号については、推進員1名の活動でも可とする。

(1) 推進員がみずから主催する温暖化防止に係るフォーラム、講演会及び学習会等の開催その他温暖化防止の普及啓発に係ると認められる活動。（以下、「主催する活動」という。）

(2) 茨城県、市町村及び環境保全団体等が主催する温暖化防止に係るフォーラム、講演会及び学習会等へ参加して行う活動。（以下、「参加する活動」という。）

2 普及啓発活動費交付対象事業の経費は、主催者や参加者から提供される資金以外の経費を対象として前項各号に係る講師謝金、会場賃借料、機材使用料、材料・消耗品費、印刷製本費（チラシ・資料等コピー代等）、送料（郵送・宅配料）、その他センター長が必要と認める経費とする。ただし、材料費については参加者1人当たり300円までを上限とする。

3 普及啓発活動費交付対象事業の活動テーマを、次の各号のいずれかから選択し活動内容に含めなければならない。ただし、その他のテーマについては事前にセンター長へ申し出、センター長が認めるテーマとする。

- (1) いばらきエコスタイルの普及
- (2) デコ活の普及
- (3) 再生可能エネルギーの利用促進
- (4) その他

(普及啓発活動費交付の申請)

第3条 前条第1項の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）が、普及啓発活動費の交付を申請しようとするときは、実施目的、方法、事業効果等を十分検討のうえ事業計画書（別紙）を作成し、令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費交付申請書（様式第1号）に添付して、受付期間までにセンター長に提出しなければならない。

2 2名以上の推進員がその合意のもとグループを構成し、前条第1項の事業を共同して実施しようとする場合は、令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費に係るグループ構成届出書（様式第2号）に年間の活動計画書を添付し受付期間までにセンタ

一長へ届け出たうえで、当該グループの代表者が前項の申請を行うことができる。ただし、1推進員が属することのできるグループの数は一とする。グループ構成の承認は、令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費に係るグループ構成承認通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。

3 第1項の申請は、前条第1項第1号に係る事業及び同項第2号に係る事業の支援費の合計とし、年2万円を限度とする。ただし、前項の規定に基づきグループの代表者が行う申請は、前条第1項各号の区分に関わらず原則当該グループに属する推進員の人数に2万円を乗じた金額に相当する額を年間の申請上限額とする。ただし、1グループ当たりの1回の申請上限は6万円とする。

また、グループ登録を行った推進員は、個人申請をすることができない。

4 グループ構成届出書の受付期間は、4月22日から4月26日とする。ただし、令和6年度に新たに委嘱された推進員については、グループ構成届出書への追加及び新規に結成したグループの申請を5月21日まで受け付けるものとする。

5 第1項の申請の受付は、前期（6～9月）及び後期（10～1月）の区分とし、その期間内に行う事業が対象となる。申請の受付は、前期が5月14日から5月21日まで、後期は9月2日から9月9日までとする。

（普及啓発活動費交付額）

第4条 普及啓発活動費交付額は、推進員1名につき、年2万円を限度とする。ただし、前条第2項の届け出を行ったグループに対する交付額は、交付総額が当該グループに属する推進員の人数に年2万円を乗じた金額を超えない範囲を限度とする。

（普及啓発活動費交付の決定）

第5条 センター長は、第3条第1項の交付申請書を受理した場合、事業の実施目的、事業効果等内容を審査し適当であると認めたときは、普及啓発活動費の交付を予算に応じて決定し、令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費交付決定通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

（変更承認）

第6条 前条に定める普及啓発活動費の交付の決定を受けた後において、第3条第1項に定める申請の内容を変更するときは、事業実施者は、事業を実施する前に速やかに令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業計画変更承認申請書（様式第5号）をセンター長に提出し、センター長は、内容が適当であると認めたときは令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業計画変更承認書（様式第6号）をもって事業実施者に通知するものとする。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

（中止の届出）

第7条 第5条に定める普及啓発活動費の交付の決定を受けた後において、やむを得ない事情で事業を中止するときは、速やかに令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業計画中止届出書（様式第7号）をセンター長に提出しなければならない。受理をもって第5条の

交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第8条 事業実施者は、事業が完了したときは、令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業実績報告書(様式第8号)を、事業完了日から30日以内又は令和7年2月15日のいずれか早い日までにセンター長に提出しなければならない。

(普及啓発活動費の額の確定)

第9条 センター長は、前条の実績報告書を受領した場合、事業の成果が普及啓発活動費交付決定の内容に適合しているか否かを審査し、適合すると認められるときは、交付すべき普及啓発活動費を確定し、令和6年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費確定通知書(様式第9号)をもって事業実施者に通知するものとする。

(普及啓発活動費の支払い)

第10条 普及啓発活動費は、1事業当たりの交付額について限度額を設定していることに鑑み、全て精算払いによるものとする。

(普及啓発活動費の交付の決定の取消等)

第11条 事業実施者がこの要項の規定に違反した場合、又は第3条第1項の交付申請書、第6条の変更承認申請書若しくは第8条の実績報告書の内容に虚偽が認められた場合、第5条の交付の決定又は第9条の額の確定を取り消し、又は変更し、既に交付した金額の全部又は一部の返還を請求することが出来る。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年4月18日から施行する。